

第 27 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 2 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（4 人）

会長	1 番	内藤 仁
会長職務代理者	3 番	森山 一郎
委員	2 番	諸橋 清隆
	4 番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（5 人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

農業委員 5 番 岡田 美由紀

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第 2 号 農用地利用配分計画（移転）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 27 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日は、岡田農業委員が欠席しておりますが、農業委員5人中4人が出席しておりますので総会は成立しています。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

・市町村農業委員会役員等研修会

期 日：令和5年2月1日（水）

会 場：新潟市（ユニゾンプラザ）

出席者：内藤会長、森山会長職務代理、矢島事務局長

・地域別農業委員会会長・事務局長会議

期 日：令和5年2月17日（金）

会 場：上越市（ホテルハイマート）

出席者：内藤会長、矢島事務局長

・第4回農林業新規就農・就業チャレンジフェア

期 日：令和5年2月23日（木）

会 場：新潟市（東映ホテル）

出席者：諸橋委員、関本事務局主任

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の報告がございます。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 なお、本件については現在、別耕作者への利用権設定のため、協議が行われております。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書2ページからご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

本案件は、譲渡人の農業者年金需給の関係で経営移譲している譲受人に使用貸借権を設定しておりますが、継続のために再設定するものです。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、議事の中に私に関係する案件があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、対象の番号の説明前に議長を交代し、審議を行っていただきます。それでは事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、16件の申請がありました。(うち中間管理事業による設定が7件)

なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

事務局 【議案書に基づいて番号1から番号11までの内容を説明】

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号の内、番号1から番号11について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号の内、番号1から番号11は許可いたします。

議長 続きます。議案第2号の内、番号12、13について上程しますが、私に関係する案件のため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議長を交代します。また、当該議案番号について、関係委員は意見を述べる事は出来ないし、議決権も無いこととなります。

それでは議長を交代します。

森山代理 会長を代理しまして私が議事進行を行います。
番号12、13について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号番号12、13について説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて番号12、13の内容を説明】

事務局 以上、番号12、13の説明を終わります。審議をお願いします。

森山代理 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

森山代理 ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号の内、番号12、13について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

森山代理 ご異議がないものと認め、議案第2号の内、番号12、13は許可いたします。

森山代理 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議 長 続いて議案第2号の内、番号14から番号37までを上程しますが、本日出席の推進委員に係る案件があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号について、関係する委員は議事に参与できないものとします。
それでは、事務局は説明願います。

事務局 議案第2号番号14～37について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。

事務局 **【議案書に基づいて番号14から番号37までの内容を説明】**

事務局 以上、番号14～37の説明を終わります。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号の内、番号14から番号37について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号の内、番号14から番号37は許可いたします。これで議案第2号の案件については全て許可となりました。

事務局 続きまして報告第2号 農用地利用配分計画(移転)について、事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明します。議案書の43ページをご覧ください。
本報告は、中間管理事業により耕作者に設定してある農地について、転貸先である耕作者を変更する内容のご報告となります。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第27回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年2月27日

議長 ⑩

議事録署名委員
2番 ⑩

議事録署名委員
4番 ⑩